日医発第1073号（地域）
令和８年８月28日

都道府県医師会
担当理事　殿

公益社団法人　日本医師会
常任理事　坂本　泰三
（公印省略）

令和８年度 医療機関における外国人患者受入れに係る実態調査実施について
（協力依頼）

今般、別添のとおり、厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室より、本会に対して、令和８年度 医療機関における外国人患者受入れに係る実態調査実施について協力方依頼がありました。

本調査は、外国人に対する医療提供体制の現状を把握するため、昨年度に引き続き、全国の病院と一部（京都府及び沖縄県）の診療所及び歯科診療所を調査対象として実施されるものであり、対象の診療所および歯科診療所に対しては厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室より、直接、協力依頼が発出され、病院に対しては各都道府県より、G-MIS（医療機関等情報支援システム）を通じて協力依頼が配信されることとしています。

なお、本調査では、２種類（調査票Ａ、Ｂ）の調査を行うこととし、調査対象とされる医療機関には、両調査への回答を求められております。また、過去に外国人患者を受け入れた実績がない医療機関においても調査にご協力いただきたいとのことです。

【調査票ダウンロードURL】※診療所用
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202918_00038.html

【G-MIS（医療機関等情報支援システム）URL】※病院用
https://www.med-login.mhlw.go.jp/

No.3757
08.8.31
岐県医

各調査における調査内容と締切日につきましては、調査票Ａは本年９月１日時点の院内の状況を10月16日（金）までに、調査票Ｂは本年９月１日から30日までに受診した外国人患者の状況を11月13日（金）までに提出することとされております。

なお、調査票Ｂにおける「未収金を生じた患者」については、「診療の対価を請求したにも関わらず、請求日より１ヶ月を経ても診療費の一部又は全部が未収である患者」と定義されているため、請求日の１ヶ月後（10月～11月初旬頃）に判明することになります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関への周知方につき、ご高配を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

別　添

「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」作業要項
（診療所用）

各医療機関におかれましては、ご多用のところ誠に恐縮でございますが、本作業要項を参照の上、調査票に記入し、期日までに提出をいただきますようお願いいたします。

なお、外国人患者の受入れの有無も含めた実態調査のため、過去に外国人患者を受け入れた実績がない医療機関におかれましても、現状の体制や実績をご記入ください。ご協力よろしくお願いいたします。

＜調査概要・調査スケジュール＞

本調査では、２種類の調査を行います。調査ごとに使用する調査票や締切日が異なるためご留意いただき、両調査への回答をお願いいたします。

- 調査票Ａ：医療機関における外国人患者の受入体制の調査
  調査内容　令和８年９月１日時点の院内の状況
  締切日　　令和８年１０月１６日（金）

- 調査票Ｂ：外国人患者の受入実績の調査
  調査内容　令和８年９月１日～３０日に受診した外国人患者の状況（※）
  締切日　　令和８年１１月１３日（金）

（※）未収金の状況に関する調査において「未収金を生じた患者」を「診療の対価を請求したにもかかわらず、請求日より１ヶ月を経ても診療費の一部又は全部が未収である患者」と定義しています。そのため回答の対象となる「未収金を生じた患者」は、請求日の１ヶ月後（１０月～１１月初旬頃）に判明することになります。

＜回答方法＞

（１）以下の厚生労働省医政局医療国際展開推進室のホームページから２種類の調査票（Microsoft Excel形式）をダウンロードしてください。

（調査票ダウンロードURL）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202918_00038.html

QR コード　（右の QR コードからもアクセスできます）

（２）記入した調査票は、Microsoft Excel形式のままメールに添付し、以下のメールアドレスまで送信してください。ファイルにパスワードをかけて送信される場合は、メールの件名や本文等に差出人が分かるように記載をお願いいたします。

提出先メールアドレス：r08_foreign-patients@ccn-g.co.jp

＜留意事項＞

（１）本調査結果については、厚生労働省において取りまとめた上で、各医療機関に同意いただいた範囲で、各都道府県にも施策検討の参考として共有します。また、厚生労働省において厚生労働科学研究などに活用することがあります。

（２）提出いただいた回答に疑義等がある場合は、回収業務を担当する委託事業者より連絡する可能性があることをご承知おきください。

（３）調査に関してご不明な点がございましたら、下記窓口までご連絡いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ窓口】

電話番号：03-4400-4668（平日9時30分～17時30分まで）

調査事務局：株式会社ＣＣＮグループ
東京都千代田区神田鍛冶町3-7-4　7階

以上

医政総発0826第１号
令和８年８月26日

各都道府県衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医政局総務課長
（公印省略）

医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査について（協力依頼）

医療施策の推進について、日頃より格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

厚生労働省では外国人に対する医療提供体制の現状を把握するため、昨年度に引き続き、全国の病院と一部（京都府及び沖縄県）の診療所及び歯科診療所を対象とした調査を行うこととといたしました。

ついては、下記をご参照の上、貴管下の全ての病院に対して、調査への協力をご依頼いただきますようお願いいたします。

記

１．貴管下の全ての病院に別添の作業要項をご送付願います。
（各病院は、G-MIS（医療機関等情報支援システム）にログインし、各調査に回答を記入の上、提出するものとします。）

２．調査の回答率向上のため、各調査の締切に合わせ、G-MIS等を通じて、各病院に提出期限が近づいている旨の周知を行う予定ですが、回答率が特に低いなど厚生労働省が必要と考える場合には、周知のご協力をお願いすることがあります。

３．調査の対象・期間及び締切日等は、各調査で以下のように異なるため、各都道府県はこの点にご留意の上、貴管下の病院に案内をお願いします。

調査Ａ：調査内容　令和８年９月１日時点の院内の状況
回答開始　令和８年９月１１日（金）
締切日　令和８年１０月１６日（金）
調査Ｂ：調査内容　令和８年９月１日～３０日に受診した外国人患者の状況（※）
回答開始　令和８年１０月９日（金）
締切日　令和８年１１月１３日（金）

（※）調査Ｂは未収金の状況に関する調査を含んでおり、本調査においては「未収金を生じた患者」を「診療の対価を請求したにもかかわらず、請求日より１ヶ月を経ても診療費の一部又は全部が未収である患者」と定義しています。そのため回答の対象となる「未収金を生じた患者」は、請求日の１ヶ月後（１０月～１１月初旬頃）に判明することになります。

＜留意事項＞
本調査結果については、各都道府県の今後の体制整備にご活用いただけますよう、G-MISを通じて、各病院の所在する都道府県に個別病院の回答内容を共有します。

以上

別　添

「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」作業要項
（病院用）

各医療機関におかれましては、ご多用のところ誠に恐縮でございますが、本作業要項を参照の上、期日までに調査への回答をお願いいたします。

なお、外国人患者の受入れの有無も含めた実態調査のため、過去に外国人患者を受け入れた実績がない医療機関におかれましても、現状の体制や実績をご記入ください。ご協力よろしくお願いいたします。

＜調査目的＞

本調査は、各医療機関の外国人患者受入れ体制の状況等の実態を把握する目的で行うものです。今後の体制整備の検討に活用するため、各医療機関の所在する都道府県にも個別病院の回答内容を共有しますので、予めご了承ください。

＜調査概要・調査スケジュール＞

本調査では、２種類の調査を行います。調査ごとに内容や締切日等が異なるためご留意いただき、両調査への回答をお願いいたします。

- 調査Ａ：医療機関における外国人患者の受入体制の調査
  - 調査内容　令和８年９月１日時点の院内の状況
  - 回答開始　令和８年９月１１日（金）
  - 締切日　　令和８年１０月１６日（金）

- 調査Ｂ：外国人患者の受入実績の調査
  - 調査内容　令和８年９月１日～３０日に受診した外国人患者の状況（※）
  - 回答開始　令和８年１０月９日（金）
  - 締切日　　令和８年１１月１３日（金）

（※）未収金の状況に関する調査において「未収金を生じた患者」を「診療の対価を請求したにもかかわらず、請求日より１ヶ月を経ても診療費の一部又は全部が未収である患者」と定義しています。そのため回答の対象となる「未収金を生じた患者」は、請求日の１ヶ月後（１０月～１１月初旬頃）に判明することになります。

＜回答方法＞

G-MIS（医療機関等情報支援システム）にログインし、各調査に回答を記入の上、ご提出ください。

● G-MIS（医療機関等情報支援システム）URL（※）
https://www.med-login.mhlw.go.jp/

（※）G-MISにログイン後は、G-MISシステムに掲載の医療機関用マニュアル「医療機関用各種調査・報告回答操作マニュアル.pdf」を参照のうえ、調査回答をお願いします。

＜留意事項＞

（１）本調査結果については、厚生労働省において取りまとめた上で、各医療機関に同意いただいた範囲で、厚生労働科学研究などに活用することがあります。

（２）提出いただいた回答に疑義等がある場合は、集計業務を担当する委託事業者より連絡する可能性があることをご承知おきください。

（３）G-MISシステムや調査に関してご不明な点がございましたら、下記窓口までご連絡いただきますようお願いいたします。

＜G-MISシステム・操作に関する問い合わせ先＞
厚生労働省　G-MIS事務局
電話番号　050-3355-8230　（平日9時～17時）
G-MISシステムや操作について「よくあるお問い合わせ」を公開しております。よくあるお問い合わせは、画面上部の「FAQ」タブを押下してご確認いただけます。
「FAQ」が表示されない場合は「その他」タブを押下すると表示されます。

＜調査に関する問い合わせ先＞
事業者名　株式会社ＣＣＮグループ
住所：東京都千代田区神田鍛冶町3-7-4　7階
電話番号　03-4400-4668　（平日９時30分～17時30分 土日祝日を除く）